



2022年2月25日

各 位

会 社 名 日華化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 江守 康昌
(コード番号 4463 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 管理部門長
澤崎 祥也
(TEL 0776-24-0213)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2022年3月25日開催予定の第108期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的事項の追加

事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うとともに、号数の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年3月25日

定款変更の効力発生予定日 2022年3月25日

以 上

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行のとおり)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
①～② (条文省略)	①～② (現行のとおり)
<u>② 前各号に関連する一切の事業</u>	<u>② 前各号に関連する営業、企画、研究、開発、調査等の業務支援及びコンサルティング</u>
(新設)	<u>③ 前各号に関連する技術指導、知的財産、スキル等の供与</u>
(新設)	<u>④ 経営管理、人事労務、経理財務等の業務支援、事務代行及びコンサルティング</u>
(新設)	<u>⑤ 前各号に関連する一切の事業</u>
第3条～第18条 (条文省略)	第3条～第18条 (現行のとおり)
<u>第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<u>第19条 (電子提供措置等)</u>
(新設)	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>
	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 <u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第20条～第45条 (条文省略)	第20条～第45条 (現行のとおり)
(新設)	<u>(附則)</u>
	<u>第1条 変更前定款第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第19条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。)</u>

	<p><u>から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---